

組合員資格の現況調査について



国保だより

法人事業所の皆様へ ご協力ありがとうございました

この度、法人事業所の方にはご多用のところ組合員資格の現況調査にご協力いただき厚くお礼申し上げます。提出書類等でご足労をおかけしたかと思いますが、建設職能国保では今回の調査結果を基に適正な組合運営に励んでいく所存でございます。今後も定期的に組合員現況調査を実施させていただきますがご理解とご協力をお願いいたします。



建設職能国保では、平成28年1月より個人事業所・一人親方の組合員を対象に組合員資格の現況調査を行います。対象となる組合員の皆様には、何かとご多用とは存じますが、国及び東京都の指導による調査でもあり、建設職能国保の運営上必要な調査ですのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

個人事業所・ 一人親方の皆様へ

組合員資格の現況調査にご協力をお願いします
(平成28年1月より実施)

お願いします

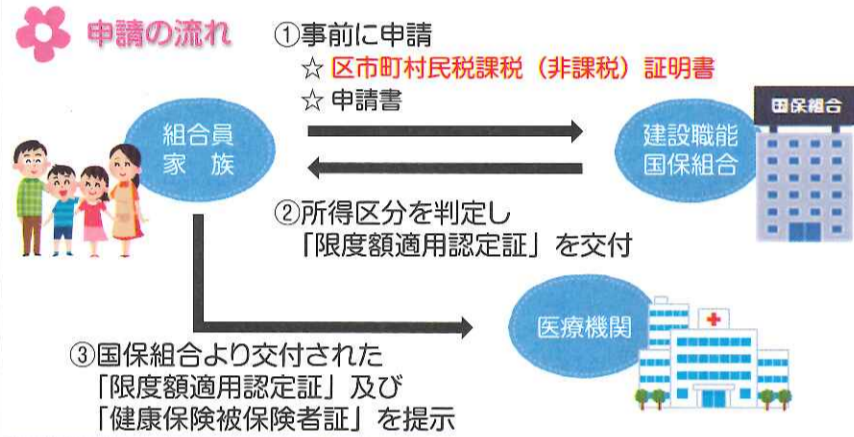


- ・調査目的
組合員(被保険者)資格の適正化
- ・調査対象者
平成28年1月1日現在の個人事業所及び一人親方の組合員(後期高齢組合員含む)
- ・提出書類(予定)
現況調査票・所得税確定申告書等

※対象者の方には、支部組合を通してご案内させていただきます。

Q 医療費が高額になりそう... どうしよう

A 『限度額適用認定証』を申請してください



医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。70歳未満の方が事前に「限度額適用認定証」を申請していただくことにより、医療機関での支払を負担の上限額までにとどめることができます。その場合、一度に用意する費用が少なくて済みます。70歳以上の方は、お持ちの「高齢受給者証」が「限度額適用認定証」を兼ねています。(ただし、所得区分が低所得(住民税が非課税)の方は申請が必要です。)

健康な家庭 175世帯を表彰しました

平成26年度の1年間、保険証を一度も使わなかった175世帯を対象に健康家庭表彰を行い、ギフト券1万円分を贈呈しました。この中には、20年以上表彰を受け続けている4世帯がいらっしゃいます。

祝健康

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

《加入者数》

組合員	3,202人
家族	4,221人
後期高齢者組合員	191人
計	7,614人

(27年9月末現在)

災害による 保険料の 減免について

地震、風水害、落雷、火災などの災害により組合員の家庭等が被害を受け、生活が著しく困難になったときは、3ヶ月の範囲内で保険料の額を減免する制度があります。減免される額は災害の被害状況によって異なります。被害状況による減免区分の取り扱いは別表のとおりとなっております。なお、保険料の減免を申請するときは下記の書類を提出してください。

- ①保険料減免申請書
- ②減免の理由を証明する書類
(消防署、地方自治体などが交付する公的機関の証明書)

(別表) 被害区分による保険料の減免額

被害区分	減免額
全焼、全壊、若しくは全部冠水の場合	保険料の3ヶ月分
半焼、半壊、若しくはそれを超える被害を受けた場合	保険料の2ヶ月または3ヶ月分
半焼、半壊に準じる被害を受けた場合 若しくは床上1メートル以上の冠水の場合	保険料の1ヶ月または2ヶ月分
床上1メートル未満の冠水の場合	保険料の半月または1ヶ月分

災害による保険料の減免については建設職能国保(業務課)までお問い合わせください。

保険料は決められた日までに納めましょう

注意 肩のコリ? 整骨院に行けば保険証が使えるよ...?

ちょっと待って 整骨院・接骨院で健康保険が利用できるのはケガの時だけです

近年、柔道整復師(整骨院・接骨院)は数も増え、私たちの生活に身近なものとなってきていますが、柔道整復師(整骨院・接骨院)から施術を受けるにあたっては、健康保険が「適用されるもの」と「適用されないもの」があります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師(整骨院・接骨院)へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、施術を受けていただきますようお願いいたします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

- かかる際の注意事項
- 1 負傷原因を正確に伝えましょう
外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や第三者行為(交通事故など)の場合は健康保険は使えません。
 - 2 療養費支給申請書の内容をよく確認してから委任欄に署名しましょう
 - 3 領収書は必ず受け取って大切に保管してください
照会文書や医療費通知が届いたときに実際に支払った額と確認して金額などに相違ないかを確認してください。
- ※次回は11月末に医療費通知をお送りします

- 健康保険が使える場合
- 出血を伴う外傷を除いた打撲・捻挫・挫傷
 - 骨折・脱臼で応急処置などやむを得ない場合
 - 負傷原因が明確な筋ちがい・ぎっくり腰 など
- 健康保険が使えない場合(全額自己負担)
- 日常生活による疲れや肩こり・腰痛 など
 - 加齢による五十肩・腰痛 など
 - マッサージ代わりの利用
 - スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
 - 打撲や捻挫が治った後のマッサージ など
 - 症状の改善が見られない長期的な施術
 - 病院で同一部位の治療をうけているとき
 - 以前の事故などによる後遺症(症状固定)
 - 脳疾患後遺症などの慢性病

ディズニー お得情報のお知らせ

サンクス・フェスティバル・パスポートを
申込することで、チケット料金が割引となります。

実施期間: 2016年1月6日~3月18日

大人(18歳以上) 6,300円<<通常料金 6,500円>>
中人(中学・高校生) 5,400円<<通常料金 5,600円>>
小人(幼児・小学生) 4,000円<<通常料金 4,200円>>

マイナンバー



(通知カード)は お手元に届いていますか？

通知カードは、10月下旬から12月までに住民票の住所に順次発送されています。簡易書留で世帯主宛に世帯人数分が送付されていますので、ご確認をお願いします。通知カードは転送されません。

ご不在の場合には、不在連絡票がポストに投函されていますので郵便局で再配達等の手続きをお願いします。

当国保組合でも適用や給付等の届出書類にマイナンバーの記載が必要になりますので大切に保管をお願いします。

通知カード【見本】



(おもて面)



(うら面)